

# JA甲府市 とくとく情報!

## 誕生日定期貯金のご案内

期間:平成23年4月1日(金)~平成24年3月30日(金)

期間中、お客様の誕生日月に期間一年の定期貯金を  
10万円以上5000万円以下で、新たにご契約・お預けいただいた方に…

### 店頭表示金利

最大

×

4倍

~

8倍

倍

## 金利上乘せプレゼント!!

- 誕生日定期については、JA甲府市の組合員（組合員家族も含む。）を対象としますが、組合員以外の方は組合員の加入手続きをしていただいた場合、お預け入れいただけます。
- 金利上乘せの条件は以下のとおりです。（誕生日定期のみ…店頭表示金利×4倍、誕生日定期+年金振込指定口座…店頭表示金利×6倍、誕生日定期+JAカード保有（新規申込者含む）…店頭表示金利×6倍、誕生日定期+新規の年金振込指定口座…店頭表示金利×8倍）
- お客様の誕生日月を確認させていただくため、誕生日のわかる公的証明書（免許証等）を窓口にてご提示いただきます。
- 詳細につきましては、商品概要説明書を必ずご確認ください。

詳しくは、最寄りの各支所へお尋ねください。

JA甲府市 055-243-9604 <http://www.ja-kofu.or.jp/>

裏面に商品概要説明書を掲載しております。

# 商品概要説明書

(平成23年4月1日現在)

商品名	自由金利型定期貯金 (M型) <単利型> (愛称:「誕生日定期」)
募集期間	平成23年4月1日 (金) より平成24年3月30日 (金)
販売対象	●組合員とその家族および組合員に加入手続きされた方で、預入月が誕生日月である方。
期間	●1年 (自動継続のお取扱いができますが、継続後の適用金利は、継続日当日の店頭表示金利となります。)
預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上5,000万円以下で預け入れとさせていただきます。</li> <li>●1円単位 (期間中、上限金額まで複数契約を可能といたします。)</li> <li>●既に当JAに契約済みの普通貯金・貯蓄貯金から振替えてご契約頂く場合上限100万円までは、金利の上乗せができます。</li> <li>●既に当JAに契約済みの定期貯金を解約及び満期にて新たに定期貯金口座を開設する場合、10万円以上の金額を新たにお預けいただく場合に限り、金利の上乗せができます。【例: 定期貯金解約100万円 + 新たにお預けいただく金額10万円 = 110万円】</li> </ul>
払戻方法	●満期日以後に一括して支払います。
利息	1. 適用金利 ●表面記載の条件に該当する金利を、当該満期日まで適用します。
	2. 利払頻度 ●満期日以後に一括して支払います。
	3. 計算方法 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お受取利息の例】新たに年金振込口座を当JAに指定した方が、誕生日月に100万円お預け入れて期間1年、店頭表示金利が年0.03%の場合</p> <p>該当する定期貯金の店頭表示金利 (期間1年) の8倍でお預け入れ頂けます。</p> <p>100万円×0.24% (税引後: 年0.192%) = 2,400円 (税引後1,920円)</p> </div>
	4. 税金 ●20% (国税15%、地方税5%) の分離課税。
	5. 金利情報の入手 ●金利は当JA店舗の窓口へお問い合わせください。
付加できる特約事項	●マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払戻しいたします。</li> <li>●預入期間が6ヶ月未満の場合/解約日における普通貯金利率</li> <li>●預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合/約定利率×50%</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合支所または本店信用部 (電話: 055-243-9604) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山梨県農業協同組合中央会が設置・運営する山梨県JAバンク相談所 (電話: 055-222-7700) でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当組合信用部又は山梨県JAバンク相談所にお申し出ください。 山梨県弁護士会民事紛争処理センター (電話: 055-235-7202) 東京弁護士会紛争解決センター (電話: 03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話: 03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話: 03-3581-2249)</li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 [全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。] と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算いたします。</li> <li>●ご利用いただける方は、組合員とその家族および組合員に加入手続きをしていただいた個人の方。</li> <li>●金利は金融情勢等により変更させていただく場合がございますのでご了承ください。</li> </ul>